

ルール・オブ・ローであるということと直結している。

ルール・オブ・ローは、一般には「法の支配」などと訳されているが、文字通り人間の行動や社会が法律によって支配されているというわけではない。むしろその直訳のとおり人間の行動規範やルールは、決闘でもなく、長老が決めるものでも、お上が決めるものでもなく、それは法でしかないということである。「タテ社会」ではなく、「ヨコ社会」から生まれた人類の智慧である。そのルールは理念としてのコンプライアンスの徹底によって初めて定着する。

その点わが国はもともと島国で民族間紛争ということも少なく、武士支配の時代が長く続き、明治以降も行政優位の典型的なタテ社会であって、なかなかコンプライアンスが定着する風土に乏しかったと言える。水戸黄門が印籠を見せると刀で斬りつけ合っていた抗争が一瞬にして終わるし、自己主張の強い人よりも寡黙の人の方がどこか受けが良いところがあり、「あうんの呼吸」や「清濁あわせ呑む」というのはコンプライアンスを語る上で極めて特徴的なわが国特有の現象のようである。

結局、一人一人の人間が対等で、それぞれが基本的に異なる考えや主張を持ち、だからこそ自分の権利の正当性を主張し他人の権利や主張も同じように尊重すること、そういう行動規範や倫理がコンプライアンスである。

世界各国の交流が活発になり、そのために世界が狭くなって、わが国でも規制緩和がなされ、ビッグバンが解禁となり、国際経済や国際社会にかつてなく積極的に参加している中であって、国際社会の行動基準すなわちグローバルスタンダードの根本はコンプライアンスにあるということである。このことは個人の

みならず、会社などの法人にも全くそのままあてはまる。これが企業倫理の原点である。

## 企業コンプライアンス

そして会社組織の内部においても、まさにコンプライアンスの理念はそのまま妥当する。社員一人一人の立場をお互いに尊重しルールを守るということである。

会社は、株主だけのものでもなく、また従業員や役員のためだけのものでもない。結局企業が社会の一員として存在し活動している以上、取引先や顧客や債権者など、何らかの関係でいろいろな人と繋がってその存在が成り立っている。

だからコンプライアンス上、最も問題なのは「企業の私物化」という概念である。株主総会を表面上平穩に乗り切るために総会屋などの反社会的勢力に会社の金品等を渡して口封じを依頼するなど、そもそも、株主総会は個々のオーナーに対する業務の報告の場であり、会社の重要事項を決めてもらう合議体であることを失念している言語道断、本末転倒の行為である。

また、企業などの職場でのセクハラ行為は、相手の組織における立場を尊重していない点において反コンプライアンスであるし、談合行為がコンプライアンスに反するのは、一部同業者を排除してその人の権利が侵害されることを省みないからである。

今、九八年頃の緊張感が薄れ、何のためのコンプライアンスなのか、コンプライアンスとはそもそも何なのかの原点を見失いがちである。難しいことではない。コンプライアンスの定着は、このような原点に立ち返ることが何より肝要であり、またそれで十分である。

# 企業倫理の確立に向けて

虎門中央法律事務所弁護士

今井和男

いまい かずお



## コンプライアンス確立の急務

コンプライアンスの確立が叫ばれて久しくなるが、コンプライアンスオフィサーの業務が形骸化しているとか、コンプライアンスがなかなか根付かないといった声がよく聞かれる。

コンプライアンスの確立が急務であると言われるようになったのは、言うまでもなく一九九六年から九八年頃にかけて一斉に摘発された利益供与、特別背任、贈収賄(接待汚職)などのいわゆる企業不祥事に端を発する。

それらの犯罪の概要は、株主総会を表面上乗り切るために総会屋に金品を供与する、回収に重大な懸念があることを認識しながら多額な融資をしてしまう、競って大蔵官僚らを過剰接待するなどというものであった。これらに共通するのは、反社会的勢力と毅然とした姿勢で対峙しようとせず、金品を渡すことにより表面だけを取り繕うという安易な途を選択しているということ、自らの保身のために会社の金を遣っているということなどであって、総じて言えば自己中心であったり、アンフェアであるということである。

このような一連の事件の反省から、経済界や産業界において

はコンプライアンス体制の確立を目指して、マニュアルを作成し、組織を整え、オフィサーを任命し、研修を行うなどしてその社内体制をつくり上げて今日に至っている。

## なぜ定着しないのか

コンプライアンスが「法令遵守」と訳されることから、ともするとコンプライアンスというのは、徹底した知識としての関連法令のマスターと、その厳格な遵守という極めて法務色の濃い専門領域であるかのように思われているふしがある。確かにコンプライアンスにはそういう一面もなくはないが、そのために、コンプライアンスは専門性の高い企業法務領域の一つであって、そのためより詳しいマニュアル集をつくり、コンプライアンスの専門担当部署を設置するという考え方に極端に陥りがちである。そのこと自体間違っているが、正確に的を射ているとは言えない。すなわち、コンプライアンスは、もともと考え方や人生観、宗教観などの異なるさまざまな民族や人種が、お互いの立場や考え方を尊重しつつ、一つの社会で生きていく人類の智慧として生まれた理念と考えると良い。これは、法治国家において対等な人間同士の相異なる権利の主張を律するのは、